

# 大阪府クビアカツヤカミキリ防除推進計画

令和2年2月

大 阪 府



## 目 次

1	計画策定の背景と目的	1
2	クビアカツヤカミキリの特定外来生物への指定	1
3	クビアカツヤカミキリの概要	1
4	防除推進区域	2
5	計画期間	2
6	現況	2
	(1) 被害状況	
	(2) 分野別被害状況	
	ア 生活環境	
	イ 農業	
	ウ 生態系	
7	防除の目標	3
8	防除対策	3
	(1) 被害地域別の防除対策	
	ア 被害発生地域における防除対策	
	イ 被害発生地隣接市町における防除対策	
	ウ 被害未発生地域での予防対策	
	(2) 施設等別の防除対策	
	ア 公園等	
	イ 農地	
	(3) 樹木の被害状況別防除方法	
	ア 被害が甚大な樹木の防除	
	イ 被害が軽度な樹木の防除	
	ウ 被害が無い樹木の予防	
9	防除推進体制	6
	(1) 各主体の連携による防除	
	(2) 大阪府におけるクビアカツヤカミキリ防除推進体制	
	(3) 各主体の役割	
10	普及啓発等の推進	8
11	大阪府クビアカツヤカミキリ防除推進計画の策定にあたって	8
	参考及び引用資料	8
	用語集	9
	関係資料	11

## 1 計画策定の背景と目的

大阪府は、府域における豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大阪府環境基本条例(平成6年4月1日施行)に基づく「大阪21世紀の新環境総合計画」を平成23年3月に策定した。本計画では、持続可能な環境・経済・社会の実現に向け、「全てのいのちが共生する社会の構築」を目標の1つと位置付け、特定外来生物<sup>(\*)</sup>については、国、府等が連携し、情報共有の仕組みを構築することにより、効果的な防除対策を進めていくこととしている。

特定外来生物であるクビアカツヤカミキリは、「我が国の生態系<sup>(\*)</sup>等に被害を及ぼすおそれのある外来種<sup>(\*)</sup>リスト」(平成27年3月26日環境省・農林水産省策定)に掲載されており、府においては、平成27年に初めて被害が確認された。

クビアカツヤカミキリは、サクラ、モモ、ウメなどのバラ科の樹木を枯らす原因となる外来の昆虫である。府内では、現在までに南河内地域を中心に、11市町村でその被害が確認されており、生活環境面では公園や街路のサクラ、また農業面ではモモやウメなどに被害を及ぼしており、今後もその拡大が懸念されている。

こうした状況を踏まえ、平成30年に、大阪府は、市町村、環境省、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所を構成メンバーとする「大阪府特定外来生物連絡協議会」を設置し、特定外来生物の防除技術の情報共有や研修会等を実施してきた。

今般、府内の生物多様性<sup>(\*)</sup>の保全を目的に、府や国、市町村、民間企業、府民等が連携し、効果的にクビアカツヤカミキリの防除<sup>(\*)</sup>を推進するための「大阪府クビアカツヤカミキリ防除推進計画」を策定する。

## 2 クビアカツヤカミキリの特定外来生物への指定

クビアカツヤカミキリは、平成24年に愛知県で初めて確認されて以降、全国各地に分布域が拡大した。国は、国内の生態系等への被害拡大が懸念されることから、平成30年1月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(資料1参照)に基づき、特定外来生物に指定した。

同法において、特定外来生物は、飼養(飼育)・保管、運搬、輸入、販売、譲り渡し、野外へ放つことが禁止されている。

## 3 クビアカツヤカミキリの概要

クビアカツヤカミキリ(学名: *Aromia bungii*)

分類 : コウチュウ目・カミキリムシ科

体長 : 2~4cm(成虫)

分布 : 中国、朝鮮半島、ベトナムなど

被害樹種: サクラ、モモ、ウメ、スモモなどのバラ科樹木

(\*)は用語解説参照のこと

#### 《クビアカツヤカミキリの特徴》

- ・からだ全体が黒く光沢がある
- ・頭部の下(前胸の一部)が赤く、突起がある
- ・成虫はジャコウのような匂いを放つ



#### 《クビアカツヤカミキリの生活環<sup>(\*)</sup>》

- ・成虫は、6月から8月に野外で活動し、越冬はできない。
- ・メスの成虫は交尾後、幹や枝の樹皮の割れ目などに産卵する。1個体あたり約300個産卵する。
- ・幼虫は、樹幹に食入し、樹幹内で1～3年かけて成長し、蛹(さなぎ)になる。
- ・幼虫の活動期は3月～10月にかけてであり、この間に樹幹からうどん状のフラス<sup>(\*)</sup>が排出される。

写真提供：(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所

## 4 防除推進区域

大阪府全域

※当面は被害発生市町村とその隣接市町を中心とした防除活動を行う。

## 5 計画期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間

## 6 現況

### (1) 被害状況

クビアカツヤカミキリによる被害については、平成24年に愛知県で初めて確認されて以降、平成25年に埼玉県、平成27年に大阪府、群馬県、東京都、徳島県、平成28年に栃木県、令和元年には奈良県、三重県、茨城県、和歌山県で確認されるなど、令和2年2月末現在、11都府県で確認されている。

また、府内においては、平成27年に大阪狭山市で初めて被害が確認されて以降、南河内地域を中心に令和2年2月末現在、11市町村(大阪市、堺市、富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)で被害が確認されている。

被害樹種としてはサクラが大半であるが、モモやウメ、スモモなど



被害発生市町村位置図

への被害も確認され、令和2年2月末現在、府内でクビアカツヤカミキリによる被害が確認された樹木は約1,000本となっており、被害場所は公園や街路、学校、農地等となっている。

## (2) 分野別被害状況

### ア 生活環境

クビアカツヤカミキリが日常生活に直接的、間接的に与える影響については、未だ十分な調査は行われておらず不明な点が多いものの、府内では公園や街路、学校等多くの人々が利用する場所において、サクラが枯死する被害が確認されている。

今後、このような被害が拡大すれば、府民にとって身近で愛着のあるサクラが減少し、景観の悪化に繋がるとともに、枯死した樹木の倒木や落枝による事故などが懸念される。

### イ 農業

府内では南河内地域を中心にモモ、ウメ、スモモなど、バラ科の果樹における農業被害等が確認されている。モモなどの樹幹に多数の幼虫が食入し、水や養分の通り道を食害することにより、果実の収量低下や果樹の枯死など、被害が年々拡大している。

### ウ 生態系

現時点では、府内の生態系への影響の有無は確認されていないものの、今後、サクラ(ソメイヨシノ:園芸品種)以外に、府内の山で自生するヤマザクラやエドヒガン等、野生のサクラ類への被害も想定される。

また、在来のカミキリムシとの生息地の競合や、クビアカツヤカミキリによるバラ科樹木の病原菌の伝播<sup>(\*)</sup>が懸念される。

## 7 防除の目標

本計画では、生活環境、農業及び生態系への被害軽減と分布域の拡大防止を目標とし、府内でのクビアカツヤカミキリによる被害の根絶に努める。

## 8 防除対策

### (1) 被害地域別の防除対策

クビアカツヤカミキリによる被害地域の拡大を防ぐためには、定着<sup>(\*)</sup>初期段階における早期発見、早期防除が重要である。また、地域の被害状況に即した対策を実施することが効果的であり、ここでは「被害発生地域」、「被害発生地隣接市町」、「被害未発生地域」におけるそれぞれの防除対策について示す。

【参考】「クビアカツヤカミキリ被害対策の手引書」

(地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所作成、令和元年7月改訂)

## ア 被害発生地域における防除対策

被害が発生している地域においては、更なる被害分布域を拡大させないために、徹底した対策を講じる必要がある。

具体的には、市町村において、クビアカツヤカミキリの防除対策における庁内関係部局の連携体制を構築する。また、被害の拡大とまん延を防ぐため、施設や土地の管理者が、毎年4月から5月にかけて公園や街路、学校、農地等を定期的に巡視する。巡視にあたっては、樹幹から排出されるフラスの有無を確認するとともに、被害情報等の提供を府や市町村へ行う。

被害が確認された樹木については、成虫が発生する6月までに防風ネット<sup>(\*)</sup>等を食入孔<sup>(\*)</sup>のある樹幹に巻き付けるとともに、樹幹から出てきた成虫を駆除<sup>(\*)</sup>する。

なお、加害により落葉し、樹勢が低下した樹木に関しては、クビアカツヤカミキリの完全な排除が困難な場合が多いため、伐採や焼却などの対応を検討する。(P5「8(3)ア」参照)

また、農薬による防除を実施する場合には、成虫発生期(6月～8月)に、樹木に農薬を散布する。

なお、農薬を使用する際には、必ずラベルの記載内容を確認し、農薬取締法<sup>(\*)</sup>に基づく使用基準を遵守した上で防除を行う。

## イ 被害発生地隣接市町における防除対策

府内における被害を抑え込み、拡大させないためには、被害発生地隣接市町での予防を含めた対策が極めて重要となる。特に、被害発生地周辺地域は、被害発生地から成虫が飛来する確率が高いことから、早期発見に努めることが重要である。

そのため、公園や街路、学校、農地等においては、施設や土地の管理者が5月から10月にかけて定期的に巡視を行い、樹幹からフラスが排出されていないかを確認するとともに、被害が確認された場合は、被害情報の提供を府や市町村へ行う。

また、市町においては、近隣市町村等との連携を図り、他市町村における防除の取組み事例を共有するなど、地域ぐるみの対策を推進する。

農薬による防除を実施する場合には、成虫発生期(6月～8月)に、樹木に農薬を散布する。

なお、農薬を使用する際には、必ずラベルの記載内容を確認し、農薬取締法に基づく使用基準を遵守した上で防除を行う。

## ウ 被害未発生地域での予防対策

被害が確認されていない地域でも、クビアカツヤカミキリが自動車の積荷等に紛れ込み移動し、非意図的に侵入する可能性があるため、市町単位での効果的な水際対策が重要である。

公園や街路、学校等を管理する市町は、5月から10月にかけて定期的に巡視を行い、樹幹からフラスが排出されていないかを確認するとともに、被害が確認された場合は、近隣市町村と被害情報等について共有を図る。

さらに、市町は地域住民に対して、クビアカツヤカミキリの特徴等について周知するとともに、被害通報の働きかけを行う。

## (2) 施設等別の防除対策

### ア 公園等

多くの府民が利用する公園や街路、学校等では、利用者の健康被害への懸念から農薬使用による防除が困難な場合が多い。

そのため、施設管理者が定期的に巡視を行い、被害が確認された場合には、防風ネットを樹幹に巻き付けるとともに、樹幹から出てきたクビアカツヤカミキリの成虫を駆除する。

なお、農薬散布が可能な場合には、使用基準を遵守した上で、農薬散布や樹幹注入による防除を行う。その際、来場者や通行人等への影響を鑑み、農薬の使用回数は最小限度に留める。

## イ 農地

農地では、農業者が日々の農作物の栽培管理を通じて、クビアカツヤカミキリによる被害の有無の確認を行う。被害が確認された場合は、被害情報等の提供を府や市町村へ行うとともに、環境への配慮や安全性を確保した上で、農作物病虫害防除指針<sup>(\*)</sup>(大阪府作成)等に基づき防除を行う。

また、必要に応じて、被害樹の樹幹に防風ネットを巻き付けるとともに、樹幹から出てきたクビアカツヤカミキリの成虫を駆除する。

### (3) 樹木の被害状況別防除方法

クビアカツヤカミキリは、樹木の幹(形成層<sup>(\*)</sup>周辺)を食害し、幼虫の成長過程で樹木内に被害を及ぼすことで、段階的に樹勢を衰えさせて枯死させるため、樹木の被害状況に応じた対応が必要となる。

#### ア 被害が甚大な樹木の防除

クビアカツヤカミキリの加害により衰弱・枯死した樹木は、樹勢が低下し、強風などで倒木・落枝が発生しやすくなることから、可能な限り早期に伐採する。

伐採後においても、幼虫は樹木の中で生き続け成虫になるため、伐採した樹木はそのまま放置せず、速やかに焼却または粉碎<sup>(\*)</sup>する。根株<sup>(\*)</sup>は、可能な限り伐根<sup>(\*)</sup>を行い、伐根ができない場合は切株を防風ネットで覆い、さらにビニールシートで二重に被覆(3年間程度)し、クビアカツヤカミキリの飛散防止を図る。

なお、伐採した樹木は、外来生物法に基づき原則運搬はできないが、同法の規制に係る運用(資料2参照)に従い例外的に運搬する場合は、クビアカツヤカミキリの逸出<sup>(\*)</sup>や拡散を防ぐため、運搬前に伐採木にビニールシートを被せるなど、適切な処置を行う。

また、被害地の回復に向けては、比較的被害を受けにくい若木への植替えや、バラ科以外の樹種への植替えも検討する。

#### イ 被害が軽度な樹木の防除

##### (ア) 農薬を使用しない防除

野外で成虫を見つけた場合は、その場で駆除する。また、樹幹からフラスが排出されている場合は、幼虫の侵入が見込まれるため、フラスを掻き出し、針金で刺殺する。針金による刺殺が困難な場合は、防風ネット等を食入孔のある樹幹部に巻き付けるとともに、樹幹から出てきた成虫を駆除する。

なお、防風ネットを巻き付けた樹木については、防風ネット内で成虫が交尾、産卵、増殖、



隙間からの脱出を防ぐため、定期的(約3日間隔)に巡視を行う。

#### (イ) 農薬を使用する防除

成虫が発生する6月から8月に、農薬を樹木に散布する。なお、農薬を使用する際は、農薬使用基準を遵守した上で防除を行う。

また、樹幹からフラスが排出されている場合は、フラスを掻き出し、食入孔またはドリル等により開けた穴から樹幹に農薬を注入し、樹内の幼虫を駆除する。

#### ウ 被害が無い樹木の予防

施設や土地の管理者は、早期発見の観点から、5月から10月にかけて定期的に巡視を行い、樹幹からフラスが排出されていないかの確認を行う。被害が確認された場合には、速やかに防除を行う。P5「8(3)イ参照」

## 9 防除推進体制

### (1) 各主体の連携による防除

クビアカツヤカミキリの被害の軽減と分布域の拡大を防ぐためには、行政(国、府、市町村)の対応だけでは十分とはいえない。そのため、研究機関や民間企業等、多様な主体が連携を図るとともに、府民の協力も得ながら効果的な防除対策を推進していく必要がある。

### (2) 大阪府におけるクビアカツヤカミキリ防除推進体制

クビアカツヤカミキリをはじめとする特定外来生物の被害防止を図ることを目的として、関係機関が各々の役割分担の中で迅速な調査や防除、府民への注意喚起が図られるよう、平成30年に大阪府は、市町村、環境省、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所を構成メンバーとする「大阪府特定外来生物連絡協議会」(資料3参照)を設置した。

また、クビアカツヤカミキリによる被害が年々拡大していることを踏まえ、早期に防除対策を進めるため、令和元年7月に本協議会の下部組織として、クビアカツヤカミキリの防除に特化した「大阪府クビアカツヤカミキリ防除対策推進連絡部会」(資料4参照)を設置した。

### (3) 各主体の役割

クビアカツヤカミキリの被害拡大を防ぐため、大阪府は、全力を上げて対策に取り組む。

また、国、市町村、研究機関など各主体においても、以下に示す役割を認識し、地域の状況を踏まえた上で、必要に応じて効率的な防除に取り組むこととする。

#### 大阪府

- ・被害情報の収集、把握、取りまとめ、発信
- ・大阪府特定外来生物連絡協議会、大阪府特定外来生物庁内連絡会、大阪府クビアカツヤカミキリ防除対策推進連絡部会の運営
- ・市町村等に対する防除技術指導(防除研修会の開催等)

- ・大阪府クビアカツヤカミキリ防除推進計画の策定及び改訂
- ・府が管理する施設の防除
- ・府民や市町村等への普及啓発 等

## 国

- ・全国的な観点からのクビアカツヤカミキリの情報収集、整理及び提供
- ・各防除実施主体に対する効率的な防除の推奨
- ・多様な主体の協力、参加による効果的、効率的な防除の推進
- ・国が管理する施設の防除
- ・防除対策に係る補助事業の拡充等
- ・国民等への普及啓発 等

## 市町村

- ・被害情報の収集、把握、取りまとめ、発信、大阪府への提供
- ・防除対策における庁内関係部局の連携体制の構築
- ・市町村が管理する施設の防除
- ・市民等への普及啓発 等

## 研究機関・大学

- ・効果的な防除方法の研究
- ・被害発生地域等からの要請に応じた現地での被害状況の確認及び防除方法の指導
- ・「クビアカツヤカミキリ被害対策の手引書」の改訂
- ・府民や市町村への普及啓発 等

## 民間企業(造園事業者等)

- ・企業間における被害情報や防除技術の共有
- ・民間施設の防除 等

## NGO・NPO等の民間団体

- ・多様な主体と連携した防除活動の実施 等

## 小学校・中学校等

- ・府や市町村との連携による、生徒等への普及啓発
- ・校内の樹木の防除 等

## 農業者

- ・行政への被害情報の提供
- ・果樹等の適切な防除

府民

- ・クビアカツヤカミキリの発見と市町村等への被害情報の提供
- ・行政やNPO等と連携した防除活動への参加
- ・駆除への協力等

## 10 普及啓発等の推進

クビアカツヤカミキリの防除に向けた普及啓発を円滑に進めるためには、クビアカツヤカミキリの与える影響等をわかりやすく、府民をはじめ、公園や街路、学校、農地の管理者等に伝え、行動意識を持つ人々を増やすことが重要である。

そのため、大阪府としては、クビアカツヤカミキリが活動する3月から10月を中心に、ホームページやSNS(フェイスブック、ツイッター)、啓発用リーフレット等を活用し、クビアカツヤカミキリの特徴や発見した場合の対処方法等について、府民等へ周知を行い、防除意識の醸成を図る。

## 11 大阪府クビアカツヤカミキリ防除推進計画の策定にあたって

本計画の策定にあたっては、大阪府クビアカツヤカミキリ防除対策推進連絡部会において、その内容について検討するとともに、専門的な見地から環境省や大阪府立大学の指導・助言を得て策定した。

### <参考及び引用資料>

- ・外来種被害防止行動計画(環境省、農林水産省、国土交通省、平成27年3月26日策定)

## [用語集]

### [ア行]

- ・逸出  
抜け出ること。逃れ出ること。

### [カ行]

- ・外来種  
導入(意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。)によりその自然分布域(その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域)の外に生育又は生息する生物種。
- ・駆除  
害になるものを追い払ったり、取り除くこと。
- ・形成層  
茎及び根の肥大生長を行う分裂組織。

### [サ行]

- ・食入孔  
フラスの発生した孔
- ・生活環  
個体の出生から死亡に至るまでの過程。
- ・生態系  
ある地域に住むすべての生物とその地域内の非生物的環境をひとまとめにし、主として物質循環やエネルギー流に注目して、機能系として捉えた系。生産者、消費者、分解者、非生物的環境で構成される。
- ・生物多様性  
生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、「すべての生物の間の変異性を指すものとし、種内の多様性、種間の多様性および生態系の多様性を含む」と定義されている。

### [タ行]

- ・定着  
外来種が新しい生息地で、継続的に生存可能な子孫をつくることに成功する過程のこと。
- ・伝播  
広く伝わっていくこと。

- ・特定外来生物

生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法によって指定された外来生物。生きているものに限られ、卵、種子、器官などを含む。特定外来生物は、外来生物法において、飼養(飼育)・保管、運搬、輸入、販売、譲り渡し、野外へ放つことが禁止されている。

[ナ行]

- ・根株

樹木の伐採後に残された根を中心とした切り株のこと。

- ・農作物病虫害防除指針(大阪府)

国が定める基準(スタンダード、使用基準、農薬残留基準、農薬登録保留基準など)に沿って、都道府県が作成する指針(ガイドライン)。大阪府では、年々変わる農薬を取り巻く状況に適切に対応し、効率的で環境にやさしい防除技術の普及と農薬の安全使用の徹底を図るため、大阪府内の農業生産現場の指導者用に「農作物病虫害防除指針」を毎年作成。

- ・農薬取締法

農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図ることにより、農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする法律。

[ハ行]

- ・伐根

木の根ごとすべて抜き取ってしまうこと。

- ・フラス

生きている樹木の樹幹に、クビアカツヤカミキリの幼虫が食入し、排出する木くずや糞の混合物。

- ・粉碎

木を砕いて細かくすること。

- ・防風ネット

風を防ぐためのネット。本計画においてはクビアカツヤカミキリの侵入を防ぐネットとして活用。

- ・防除

捕獲、採取、殺処分、被害防止措置の実施等。

## 関係資料

資料1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(一部抜粋)

資料2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規制に係る運用  
(クビアカツヤカミキリの運搬及び保管)について

資料3 大阪府特定外来生物連絡協議会規約

資料4 大阪府クビアカツヤカミキリ防除対策推進連絡部会設置要領

平成十六年法律第七十八号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(一部抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬(以下「飼養等」という。)、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物(その生物が交雑することにより生じた生物を含む。以下「外来生物」という。)であって、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物(以下「在来生物」という。)とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体(卵、種子その他政令で定めるものを含み、生きているものに限る。)及びその器官(飼養等に係る規制等のこの法律に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものであって、政令で定めるもの(生きているものに限る。)に限る。)をいう。

- 2 この法律において「生態系等に係る被害」とは、生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害をいう。
- 3 主務大臣は、第一項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(特定外来生物被害防止基本方針)

第三条 主務大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。

(飼養等の禁止)

第四条 特定外来生物は、飼養等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る飼養等をする場合
- 二 次章の規定による防除に係る捕獲等その他主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

(飼養等の許可)

第五条 学術研究の目的その他主務省令で定める目的で特定外来生物の飼養等をしようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に許可の申請をしなければならない。

- 3 主務大臣は、前項の申請に係る飼養等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。
- 一 飼養等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。
  - 二 飼養等をする者が当該特定外来生物の性質に応じて主務省令で定める基準に適合する飼養等施設（以下「特定飼養等施設」という。）を有しないことその他の事由により飼養等に係る特定外来生物を適切に取り扱うことができないと認められること。
- 4 主務大臣は、第一項の許可をする場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。
- 5 第一項の許可を受けた者は、その許可に係る飼養等をするには、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の点検を定期的に行うこと、当該特定外来生物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の主務省令で定める方法によらなければならない。

## 第六条 削除

### （輸入の禁止）

第七条 特定外来生物は、輸入してはならない。ただし、第五条第一項の許可を受けた者がその許可に係る特定外来生物の輸入をする場合は、この限りでない。

### （譲渡し等の禁止）

第八条 特定外来生物は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）をしてはならない。ただし、第四条第一号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。

### （放出等の禁止）

第九条 飼養等、輸入又は譲渡し等に係る特定外来生物は、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の外で放出、植栽又はは種（以下「放出等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る放出等をする場合
- 二 次章の規定による防除に係る放出等をする場合

### （放出等の許可）

第九条の二 次章の規定による防除の推進に資する学術研究の目的で特定外来生物の放出等しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に許可の申請をしなければならない。
- 3 主務大臣は、前項の申請に係る放出等の目的が第一項に規定する目的に適合し、かつ、当該放出等が当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないものであることその他の主務省令で定める基準に適合するものであると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
- 4 主務大臣は、第一項の許可をしたときは、主務省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。



- 5 第一項の許可を受けた者は、その許可に係る放出等をするときは、前項の許可証を携帯しなければならない。
- 6 第五条第四項の規定は、第一項の許可について準用する。

(措置命令等)

- 第九条の三 主務大臣は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、第四条、第五条第五項、第八条若しくは第九条の規定又は第五条第四項(前条第六項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反した者に対して、その防止のため必要な限度において、当該特定外来生物の飼養等の中止、当該特定外来生物に係る飼養等の方法の改善、放出等をした当該特定外来生物の回収その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。
- 2 主務大臣は、第五条第一項又は前条第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その許可を取り消すことができる。

以下省略

環自野発第19032610号

平成31年3月26日

各都道府県  
各政令指定都市 } 自然環境担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課長  
(公印省略)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規制に係る運用  
(クビアカツヤカミキリの運搬及び保管) について

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）第4条において、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）は原則として禁止されています。

平成30年1月15日に特定外来生物に指定されたクビアカツヤカミキリ（*Aromia bungii*）については、駆除のために樹木の伐倒処理が必要となる場合がありますが、伐倒木に入り込んだ個体についてはその場で殺処分をすることが困難であり、しかるべき場所や施設に運搬して殺処分する必要があるものの、許可無く運搬することができないことが迅速な防除の妨げになっているとの指摘が関係者からなされているところです。

こうした状況に鑑み、防除が適切かつ円滑に実施されるよう、特定外来生物の飼養等に係る規制のうち、当該生物に係る運搬及び保管に係る運用を下記のとおり整理しましたので、防除実施団体等への周知等の御協力をお願いいたします。

なお、外来生物法第18条第1項及び第2項においては、主務大臣等以外の者が行う防除について、主務大臣の確認又は認定を受けることができることとしており、確認又は認定を受けた防除に係る捕獲、採取又は殺処分に伴う飼養等は外来生物法第4条の飼養等の禁止の対象外としています。継続的かつ計画的に防除を実施する場合には、防除の確認又は認定を受けることを妨げるものではありません。必要に応じて各地方環境事務所等に相談されるようお願いいたします。

参考：特定外来生物である植物の運搬及び保管に係る運用

平成27年1月9日付け環自野発第1501091号「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規制に係る運用（植物の運搬及び保管）について」

## 記

1. 特定外来生物を生きのまま運搬することは原則禁止されているが、クビアカツヤカミキリに関しては、次の要件を全て満たす場合については、外来生物法の「運搬」には該当しないものである。

ア) クビアカツヤカミキリの存在を樹木内に認めたものの、その場で全ての個体を殺処分することが困難である場合に、拡散を防ぎ確実に殺処分することを目的として、焼却又は粉砕、燻蒸が可能な場所に当該樹木を運搬するものであること。

イ) 目視で確認できる個体については、運搬する前に確実に殺処分を行っていること。

ウ) 運搬中に当該生物や当該樹木が落下や飛散等により逸出しないよう、逸出防止措置が十分採られていること。

エ) 特定外来生物の防除である旨を関係者に周知し理解を得るため、実施する主体、実施する日及び場所等を事前に公表した上で実施すること。

2. 特定外来生物を生きのまま保管することは原則禁止されているが、1. に付随してやむを得ず一時的に当該生物や当該樹木を保管する場合に、逸出防止措置が十分採られており、第三者が容易に持ち出すことができないよう管理され、かつ必要最小限の期間に限り行うものは、1. と同様に確実に殺処分されることが明確である上で逸出が不可能な状態を保って行われるものとみなし、外来生物法の「保管」には該当しないものである。

なお、防除の実施に際してはクビアカツヤカミキリの生態を踏まえ、以下のような点に留意しつつ、上記1. 及び2. の適用の可否については具体の状況に基づき個別に判断するものとする。

- ・概ね9月から翌4月までは幼虫が立木内に留まっているため、可能な限りこの期間中に確実な逸出防止措置を採った上で実施する。
- ・緊急的な防除など、やむを得ず脱出期（6月から7月）及びその前後の概ね5月から8月に実施する場合は、厳重に梱包するか閉鎖空間型の車両に積載するなどし、運搬中の確実な逸出防止措置を採るとともに、一時的な保管を行わずに、速やかに殺処分する。

## 大阪府特定外来生物連絡協議会規約

### (名 称)

第1条 本協議会は、大阪府特定外来生物連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 協議会は、人体、生態系、若しくは産業への被害又はその恐れのある特定外来生物のうち、府域への侵入が確認され、または侵入の可能性の高い特定外来生物について国、府、市町村、関係団体等が各々の役割分担の中で迅速かつ確実な調査や防除、府民への注意喚起が図られるよう、情報共有等を行うことにより、府域での被害の防止を図ることを目的とする。

### (所掌事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- 1 特定外来生物の生態や調査・防除に関する情報の共有
- 2 特定外来生物の調査や防除に関する研修等の実施
- 3 その他、協議会の目的達成のための事項

### (協議会の構成)

第4条 協議会は、次の各号の掲げるものをもって構成する。

- (1) 大阪府
  - (2) 市町村 特定外来生物担当部局
  - (3) 環境省近畿地方環境事務所
  - (4) 地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所
- 2 協議会は、必要に応じて専門家等の参加を求めることが出来るものとする。
- 3 第3条に掲げる事務を円滑に進めるために必要に応じて部会を設置することができる。

### (事務局)

第5条 事務局は大阪府環境農林水産部みどり推進室に置く。

### (細則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、事務局が別途定める。

### 附則

- 1 この規約は、平成30年2月9日から施行する。

## 大阪府クビアカツヤカミキリ防除対策推進連絡部会設置要領

## (趣旨)

第1条 クビアカツヤカミキリに係る防除等を適切かつ円滑に実施するため、大阪府特定外来生物連絡協議会の下に、関係機関で構成する大阪府クビアカツヤカミキリ防除対策推進連絡部会（以下「部会」という。）を設置する。

## (業務)

第2条 部会は、クビアカツヤカミキリの防除等のために、次に掲げる事項に関し必要な助言、指導を行う。

- (1)防除の基本方針に関すること
- (2)普及啓発に関すること
- (3)その他必要な事項

## (組織)

第3条 部会の委員は、大阪府特定外来生物連絡協議会において選任し承認する。

2 部会の委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任は妨げない。

3 必要に応じ、業務に関係ある者をオブザーバーとして出席させることができるものとする。

## (会議)

第4条 部会の会議は、事務局が招集する。

## (事務局)

第5条 事務局は大阪府環境農林水産部みどり推進室に置く。

## (細則)

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、事務局が別途定める。

## (附則)

- 1 この要領は、令和元年7月17日から施行する。

大阪府クビアカツヤカミキリ防除対策推進連絡部会委員

所属	備考
大阪市	被害発生市町村等
堺市	被害発生市町村等
富田林市	被害発生市町村等
河内長野市	被害発生市町村等
柏原市	被害発生市町村等
羽曳野市	被害発生市町村等
藤井寺市	被害発生市町村等
大阪狭山市	被害発生市町村等
熊取町	被害発生市町村等
太子町	被害発生市町村等
河南町	被害発生市町村等
千早赤阪村	被害発生市町村等
大阪府立環境農林水産総合研究所	
大阪府農と緑の総合事務所	
大阪府環境農林水産部農政室推進課	
大阪府環境農林水産部みどり推進室みどり企画課	事務局

大阪府クビアカツヤカミキリ防除対策推進連絡部会（オブザーバー）

所属	備考
環境省近畿地方環境事務所野生生物課	
近畿農政局消費・安全部安全管理課	
神戸植物防疫所大阪支所	





環境農林水産部みどり推進室みどり企画課  
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎22階  
TEL:06-6210-9557/FAX:06-6210-9551

